

郡中学校の生活

(1) 頭髪

※生徒会の頭髪憲章より

先代の先輩方が審議を重ね、自主性と責任感をもって作り上げた「頭髪憲章」について、生徒総会を通して見直し、全校生徒、先生方との審議を経て、今回憲章の内容を一部改訂することとなりました。生徒一人一人がより過ごしやすく、生徒が輝ける学校を目指し、私たち郡中生徒は新しい頭髪憲章を守り、さらにより良い校風を作り上げていくことをここに宣言します。

令和4年度 郡中学校生徒会

第1条 [頭髪について]

頭髪は、以下の条件のもとに自由とする。[男女共通]

1. 学習活動に支障をきたさない、清潔な髪形とする。
2. パーマ（ストレートパーマも含む）、脱色・染色などしてはならない。
3. 整髪料の使用・学校への持参は認めない。
4. 一部だけ極端に伸ばしたり、短くしたりするような特殊な髪形にしてはならない。
5. 諸事情がある場合は、先生方に相談する。
6. 長さは、次の範囲内で自由とする。

[男 子]

- ・前髪は「目」にかからない。
- ・横髪は「耳」にかからない程度とし、もみあげは耳たぶの位置より長くしてはならない。
- ・後ろ髪は、「襟」にかからない程度とする。

[女 子]

- ・前髪は「目」にかからない。
- ・肩までとし、伸ばす場合は、くるく編むなどし、よりよい学習活動ができるようにする。
- ・ピンやゴムで留められない前横髪は「触覚ヘア」にせず、耳にかける。また前髪の編み込みはしない。

<以下細則>

※ピンについて

- 種類・・・アメリカピン（1種類のみ）
- 個数・・・常識の範囲内（1～6個）
- 色・・・黒、紺、茶
- 位置・・・髪が目にかからないように額ではとめず、こめかみあたりでとめる。

※ゴムについて

- 本数・・・常識の範囲内（1～3本）
- 色・・・黒、紺、茶
- まとめ方・・・団子にせず、耳より後ろの下でまとめ、束は2つまでとし、結べない。後ろ髪の上半分を束ねることは可。プール後は1時間ほど団子可。

第2条 [生徒会活動]

- ・生活委員会を中心として「服装検査」を行う。頭髮自由化になったことを郡中学校の誇りとして、今までの努力・取組を後世に伝えるためにキャンペーン等を行う。

第3条 [違反の対処]

- ・違反については、日頃の生活の中で、生徒一人一人が自覚を持ち、注意し合うこととする。注意が複数におよんだり、注意後も違反が直らなかつたりすれば、担任の先生と保護者、本人で相談し、その後の対処を決めることとする。

第4条 [細 則]

- ・この憲章がきちんと守られ、よりよい校風を作り上げるために、別に細則を設けることがある。

第5条 [施行日]

- ・この頭髮憲章は令和5年1月10日より実施し、それ以後効力を発することとする。

補 則

- ・違反者の判断については、生活委員会の先生方を中心に行うが、生徒一人一人が自覚を持ち、意識を高めて、この頭髮自由化を一つの通過点としてこれからもよりよい学校生活を求めていくものとする。

(2) 服装

① 通学服 ※式典や学校行事の際には全校生徒の服装を統一する

- 男 子
- ・標準学生服を着用する。(日被連マーク入り、ズボンはノータック)
 - ・アクセサリ的な裏ボタン、チェーンは禁止。(ボタンは事務室で購入可)
 - ・夏服は半袖白カッターシャツか開襟シャツとする。
 - ・中間服は長袖白カッターシャツとする。
 - ・学生服の下はカッターシャツを着用する。
 - ・中着は中間服や夏服に透けない色とする。また、柄や模様も透けないようにすること。
(ワンポイント可、体操服不可)
 - ・ベルトは飾りのない無地とする。(黒・こげ茶)
 - ・腰パンは禁止する。(腰骨を基準)

- 女子 ・学校指定のセーラー服、紺色スカーフを着用する。
- ・夏服は夏用セーラー服とする。
 - ・中間服は長袖白カッターシャツにベストとする。
 - ・中着は中間服や夏服に透けない色とする。また、柄や模様も透けないようにすること。
(ワンポイント可、体操服不可)
 - ・スカート丈は膝立ちで床に着く長さとする。
 - ・タイの長さは 15 cm以上とする。
 - ・カーディガンは（黒、紺、茶）とする。

- 男女共通 ・冬季期間中は、コート・セーター・トレーナー（白・黒・紺・茶系統）、手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用を認める。
- ・フード付きのものやハイネックの服の着用は認めない。（コートのフードは可）
 - ・コート、カーディガン、手袋、マフラーは校舎内では着用せずに着脱は各学年の生徒玄関で行うこと。

※ 冬季期間中の防寒着（上着・タイツなど）の着用については、11 月末あたりに再度詳しく説明する予定。なお、防寒着着用期間に防寒具を教室で「ひざ掛け」として使用することも可とする。

- ② 通学靴 ・布製の無地で真っ白の運動靴。
- ・スニーカー系は禁止。
 - ・体育時も使用。
- ③ 靴 下 ・白無地のスクールソックス（ワンポイント可、ライン不可とし、くるぶしが完全にかくれるものとする） ＊スニーカーソックス・ルーズソックスは禁止
- ④ 名 札 ・学校指定のものを、左胸のポケットの上に縫いつける。
- ・ホック・マジックテープで留めてもよい。（クリップや安全ピン等は不可）
 - ・学年の違いを示すラインの色は、黄・青・赤をローテーションで使い、入学時の色を 3 年間使用する。
- ⑤ 上履き ・学年の違いをスリッパの色で示す。入学時の色を 3 年間使用する。
- ⑥ 眉 ・男女とも眉に手を加えない（眉そりや形を整えるなど）。

※上記の決まり事は、よりよい学校生活のために学校、生徒、保護者などの考えや意見をふまえ、変更することもあり得る。

(3) 通学靴

- ① 学校指定の3WAYバッグをリュックとして使用する。(手持ち・肩掛けにしない)
- ② 靴には氏名を記入し、目印となるキーホルダーは1つまでとし、大きさは握り拳程度までとする。

(4) タオルの使用

- ① 移動中は小さくたたんで持ち歩く。(首にかけたり、ぶらぶらさせたりしない) ※ハンドタオル推奨
- ② 必要な時のみ持ち歩き、授業中に机の上に出さない。
- ③ 事情がある生徒は担任、教科担任の先生の許可を事前に得る。

(5) その他

- ① 朝7:30以降にしか教室の鍵の貸し出しは行わないので、時間を考えて登校する。
- ② 携帯電話、スマートフォン、ミュージックプレーヤー、個人のタブレットなどの機器や、菓子ジュース類、マンガ本・雑誌類、ゲーム機、プリクラ類など学習に不要な物を学校に持ち込まない。
- ③ 不必要なお金は学校に持ってこない。持ってきた場合は、必ず、朝の学活時に担任に預けること。
- ④ 靴箱前の「すのこ」には靴やスリッパのままあがらない。
- ⑤ 生徒が職員用トイレを使用することは禁止する。(緊急時以外)
A棟2Fトイレは音楽室・パソコン室・図書室を使った授業(活動)の前後や緊急事態のみ使用可とする。(吹奏楽部員の部活動時も可)
- ⑥ 制汗シートの使用は可とするが、**無香料のもの**とする。スプレータイプや液体タイプは使用禁止とする。
- ⑦ 出会い系サイトや自殺サイト等の有害サイトを利用しない。
- ⑧ 喫煙・飲酒・薬物乱用・万引き・暴力行為・深夜徘徊・不純異性交遊など違法行為をしない。

<大村市内全中学校共通事項>

◎帰宅時間は午後7時までとする。それ以降は保護者または責任のとれる成人者と一緒に外出すること。

(午後11時～翌朝4時は補導の対象)

◎ビリヤード場、インターネットカフェ、漫画喫茶への出入りは禁止する。

◎ボウリング場、ゲームセンター、カラオケボックス、バッティングセンターへは、自分たちだけでは行ってはいけない。

(保護者または責任のとれる成人者同伴ならば行ってもよい。)

◎友人宅など、子どもだけの外泊は禁止する。

大村っ子 守るバイ!メテア宣言! (大村市養護教諭部会発行)

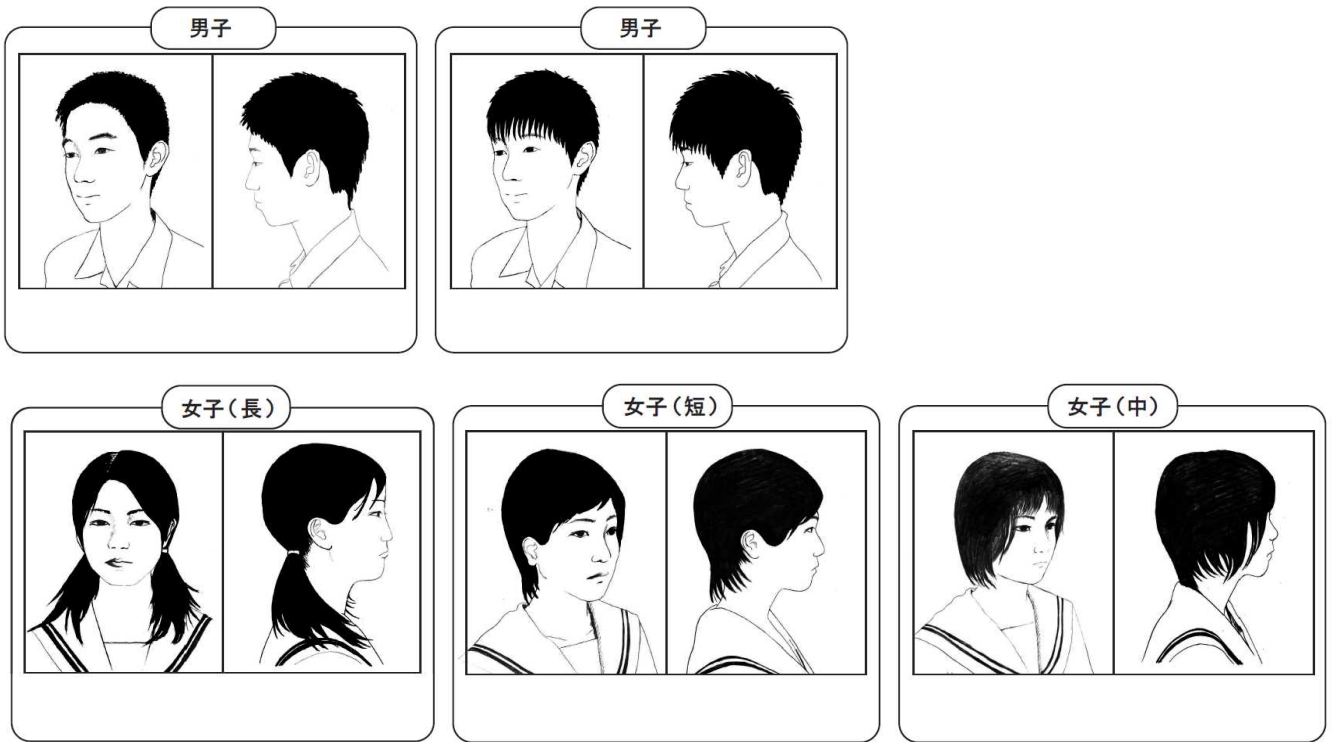
～心と体の健康を守るため～ ～ネット被害防止のため～

大村市内の小・中学生は、



- ①夜9時まで、メテアから離れます!
- ②スマートフォンやゲーム機を自分の部屋に持ち込みません!
- ③写真や動画など、個人情報を流出しません!
- ④ネット上で知らない人と関わりません!

【頭髪憲章 細則】



【男子】頭髪憲章に記載されている内容

【女子】

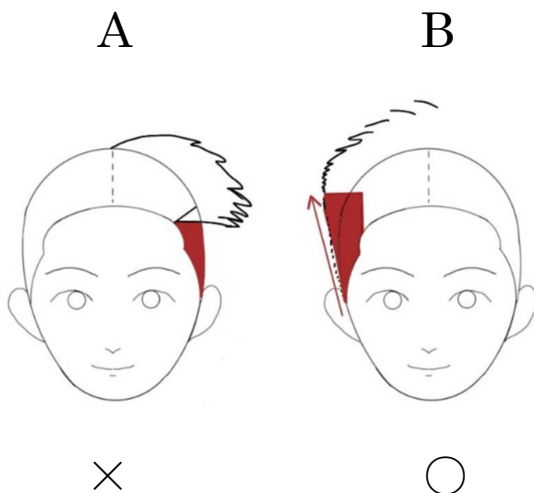
※ピンについて

- 種類・・・アメリカピン（1種類のみ）
- 個数・・・常識の範囲内（1～3個）
- 色・・・黒、紺、茶
- 位置・・・髪が目にかからないように額ではとめずこめかみあたりでとめる。

※ゴムについて

- 本数・・・常識の範囲内（1～3個）
- 色・・・黒、紺、茶
- まとめ方・・・団子にせず、耳より後ろの下でまとめ、束は2つまでとし結べない。後ろ髪の上半分を束ねることは可。プール後は1時間ほど団子可。

※＜一部だけ極端に伸ばしたり、短くしたりするような特殊な髪形について（例）＞



<A>

髪を刈った上に被さっている状態（髪型）は特殊な髪型とみなす。

髪は刈っているが段差がつかず、自然になっているため特殊な髪型とはみなさない。